

平成25年9月25日
日本原子力発電株式会社

原子力規制委員会への「参考人の陳述に関する申立て」に関する要請
及び「検証に関する申立て」に関する再要請の文書提出について

当社は、平成25年7月16日に原子力規制委員会に提出した敦賀発電所
2号機使用済燃料貯蔵設備に関する報告徴収命令に対する異議申立てに関連し、
本日、添付の文書を提出し、参考人の陳述及び検証の早期実施を要請しました
ので、お知らせいたします。

○添付資料

平成25年8月30日付「参考人の陳述に関する申立て」に関する要請
及び平成25年7月23日付「検証に関する申立て」に関する再要請に
ついて

以 上

平成25年9月25日

原子力規制委員会

委員長 田中 俊一 殿

異議申立人 日本原子力発電株式会社

代表者 取締役社長 濱田 康男

代表者 取締役副社長 増田 博

代表者 取締役副社長 市村 泰規

**平成25年8月30日付「参考人の陳述に関する申立て」に関する要請及び
平成25年7月23日付「検証に関する申立て」に関する再要請について**

当社は、平成25年7月16日付で貴委員会に提出した異議申立書（平成25年7月29日付で一部補正）に関し、同年8月30日付で、行政不服審査法第48条によって準用される同法第27条の規定に基づいて別添（1）のとおり参考人陳述の申立てを行いました。

当該申立て後概ね1か月を経過しましたが、これまでのところ、貴委員会から当該申立てに基づく参考人陳述の実施に関して何ら連絡をいただいております。

つきましては、当該申立てに基づく参考人陳述の速やかな実施に向け、所要の調整を早期に開始されるよう要請します。

併せて、当社は、平成25年7月23日付「検証に関する申立て」に基づく検証の速やかな実施に向け、同年9月6日付で別添（2）のとおり要請しましたが、未だ貴委員会から何ら連絡をいただいております。敦賀発電所敷地内の破砕帯調査に係る現場（D-1トレンチ等）は、保全のために維持管理を継続しておりますが、風雨による劣化が進行していること、

冬期においては降雪により検証が困難になること等の理由により，速やかに検証を行うことが必要不可欠と考えますので，検証の実施に向けた所要の調整を早期に開始されるよう再度要請します。

以 上

平成25年8月30日

原子力規制委員会

委員長 田中 俊一 殿

異議申立人 日本原子力発電株式会社

代表者 取締役社長 濱田 康男

代表者 取締役副社長 増田 博

代表者 取締役副社長 市村 泰規

参考人の陳述に関する申立てについて

平成25年7月16日付で当社が貴委員会に提出した異議申立書（平成25年7月29日付で一部補正）に関し、行政不服審査法第48条によって準用される第27条の規定に基づいて、下記のとおり参考人の陳述を申し立てます。

記

1. 陳述を求める参考人の住所、氏名

(1) 住所

(2) 氏名 広島大学大学院文学研究科教授 奥村 晃史 氏

2. 参考人の陳述を必要とする理由

(1) 奥村教授は、第四紀地質学の専門家であり、活断層と地震に関する研究、テフラに関する研究、放射性炭素同位体年代測定を手がけている。また、原子力安全委員会耐震安全性評価特別委員会・原子炉安全専門審

査会専門委員，地震調査推進本部専門委員等を歴任し，現在は，国際原子力機関（IAEA）国際耐震安全センター科学委員会委員，国際第四紀学連合（INQUA）副会長，日本学術会議連携会員を務めている。

- (2) 奥村教授は，敦賀発電所敷地内破砕帯調査及びそれに基づく科学的判断等の客観性を高めること等を目的として行われた内外の専門家からなる外部レビューに参加し，その一環で実施された敦賀発電所での現地調査も行っている。また，奥村教授からは，敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する意見書を受けている（平成25年4月24日付「敦賀発電所 敷地の地質・地質構造 D-1 破砕帯について」(証拠書類 1-16) 139～140頁)。
- (3) 以上に述べた経歴等を踏まえ，本件において奥村教授に陳述させることが必要である。

3. 参考人に陳述を求める事項

専門分野に係る知識，これまでの経験等を踏まえた敦賀発電所敷地内破砕帯に関する見解

4. 希望する事項

奥村教授による参考人陳述日時については，本人の都合も確認しながら，調整されるようお願いしたい。

5. 参考人として陳述することについての諾否

奥村教授からは，本件に関して参考人として陳述することについて，既に内諾を得ている。

以 上

平成25年9月6日

原子力規制委員会

委員長 田中 俊一 殿

異議申立人 日本原子力発電株式会社

代表者 取締役社長 濱田 康男

代表者 取締役副社長 増田 博

代表者 取締役副社長 市村 泰規

平成25年7月23日付「検証に関する申立て」に関する要請について

当社は、平成25年7月16日付で貴委員会に提出した異議申立書（平成25年7月29日付で一部補正）に関し、同年7月23日付で、行政不服審査法第48条によって準用される同法第29条第1項の規定に基づいて別添のとおり検証の申立てを行いました。

当該申立て後1か月以上を経過しましたが、これまでのところ、貴委員会から当該申立てに基づく検証の実施に関して何ら連絡をいただいております。

つきましては、当該申立てに基づく検証の速やかな実施に向け、所要の調整を早期に開始されるよう要請します。

以上

平成25年7月23日

原子力規制委員会

委員長 田中 俊一 殿

異議申立人 日本原子力発電株式会社

取締役社長 濱田 康男

検証に関する申立てについて

平成25年7月16日付で当社が貴委員会に提出した異議申立書に添付した平成25年7月11日付「敦賀発電所 敷地の地質・地質構造 調査報告書」の内容に関連する場所を速やかに検証するよう、行政不服審査法第48条によって準用される同法第29条第1項の規定に基づいて申し立てます。

併せて、当該検証に関する具体的な日時・場所等を、貴委員会・当社間で速やかに調整することを求めます。

以 上